

別紙5

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下単に「業務」という。）を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）、帯広市保有個人情報管理規程（令和5年訓令第1号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）（平成26年12月18日付け個人情報保護委員会）等の趣旨を尊重し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(秘密の保持及び適正管理)

第2 乙は、業務を処理するために知り得た個人情報（個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを周知徹底しなければならない。

3 乙は、業務を処理するために知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、業務を処理するために知り得た個人情報について、適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(業務処理責任者及び特定個人情報取扱者)

第3 乙は、業務の処理にあたり、業務処理責任者を定め、甲に報告しなければならない。

2 乙は、特定個人情報（番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）の取扱いにあたり、特定個人情報取扱者（特定個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。以下同じ。）を定め、甲に報告しなければならない。

(従事者の制限及び名簿・同意書の提出)

第4 乙は、個人情報が記録された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を取り扱う従事者を、必要最小限にしなければならない。

2 乙は、前項の従事者の名簿を作成し、甲に提出しなければならない。

3 乙は、第1項の従事者全てに、守秘義務及び情報セキュリティの遵守に関する同意書に署名させ、甲に提出するものとする。

(特定個人情報取扱者に対する教育)

第5 乙は、特定個人情報取扱者に対して、委託業務における特定個人情報等（特定個人情報及び個

人番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の適正な取扱いを周知徹底するとともに、適切な教育を行うものとする。

2 前項の教育には、次の各号に定める措置等を含む。

- (1) 特定個人情報等の適正な取扱いに関して内部規程を定め周知徹底すること。
- (2) 特定個人情報等の適正な取扱いに関して研修等を実施すること。

（収集の制限）

第6 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 乙は、前項の収集をするときは、あらかじめ甲の承諾を受けなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第7 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務を処理するために知り得た個人情報を当該業務の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（保管）

第8 乙は、業務を処理するために知り得た個人情報を当該業務における利用目的の範囲内で適正に保管しなければならない。

（廃棄）

第9 乙は、委託業務を行う必要がなくなった場合で、所管法令等において定められている保存期間等を経過した場合には、特定個人情報等を速やかに廃棄するものとする。

2 前項の廃棄方法は、次の各号に定める方法によるものとする。

- (1) 特定個人情報等が記載された書類等を廃棄する場合、焼却又は溶解等の復元不可能な手段を採用するものとする。
- (2) 特定個人情報等が記録された機器及び電子媒体等を廃棄する場合、専用のデータ削除ソフトウェアの利用又は物理的な破壊等により、復元不可能な手段を採用するものとする。
- (3) 特定個人情報ファイル中の個人番号又は一部の個人情報を削除する場合、容易に復元できない手段を採用するものとする。

3 乙は、第1項の義務を履行するため、次の措置を講じる。

- (1) 特定個人情報等が記載された書類等について、保存期間経過後における廃棄を前提とした手続きを定めること。
- (2) 特定個人情報等を取り扱う情報システムにおいては、保存期間経過後における特定個人情報等の削除を前提とした情報システムを構築すること。

4 乙は、特定個人情報等を廃棄又は削除した場合、その記録を保存し、その証明書を甲に交付する。

5 乙は、特定個人情報等の廃棄又は削除を第三者に委託する場合、委託先が確実に廃棄又は削除したことについて証明書等により確認しなければならない。

（再委託の禁止）

第10 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務の処理を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。

- 2 乙は、甲自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられる再委託先に限定して委託業務の全部又は一部を再委託するものとし、甲の事前の書面による承諾を得るものとする。
- 3 甲は、乙が個人情報取扱事務の全部又は一部を再委託する場合には、当該事務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、乙を通じて、又は甲自らが第 16 に定める措置を実施する。
- 4 個人情報取扱事務の全部又は一部を再委託する者は、当該委託に係る個人情報取扱事務において取り扱う特定個人情報の安全管理が図られるよう、当該再委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- 5 前 4 項の規定は、個人情報取扱事務の全部又は一部について、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

(複写、複製及び持出しの禁止)

第 11 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を処理するために(※①甲から提供された②自ら収集した)個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製をしてはならない。

- 2 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を処理するために(※①甲から提供された②自ら収集した)個人情報が記録された資料等を、事業所の管理区域(特定個人情報ファイル(番号法第 2 条第 9 項に規定する個人情報ファイルをいう。))を取り扱う情報システム(サーバ等)を管理する区域をいう。)又は取扱区域(個人情報を取り扱う事務を実施する区域をいう。)の外へ持出してはならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第 12 乙は、本委託等業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

(提供資料等の返還等)

第 13 乙は、業務を処理するために(※①甲から提供された②自ら収集した)個人情報が記録された資料等を、業務終了後、速やかに甲に(※①返還する②引き渡す)ものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(契約終了後の措置)

第 14 乙は、本契約が終了した場合に、直ちに、甲から提供を受けた特定個人情報を甲に返却するものとする。ただし、甲の指示があるときは、その指示内容に従い返却・廃棄又はその他の処分をするものとする。

(個人情報の運搬)

第 15 乙は、業務を処理するため、又は業務終了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、滅失及びき損等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(指示及び報告等)

第 16 乙は、次の各号に掲げる報告書を当該各号に定める期限までに甲に提出しなければならない。

(1) 委託作業報告書 毎年4月末

(2) 個人情報の保護に関する意識啓発及び研修実施報告書 毎年4月末

2 甲は、前項に掲げるもののほか、乙が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(実地検査等)

第17 甲は、乙が業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、委託先における管理体制及び実施体制や個人情報の管理状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査等により確認するものとする。

(事故発生時の報告義務)

第18 乙は、業務を処理するための個人情報の取扱いについて、事故が発生した場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第19 甲は、乙が個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

2 乙は、委託業務の処理に関し第三者に損害を与えたときは、乙の負担において損害賠償するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は甲の負担とする。